



7月7日(火)にさくら保育所で七夕まつり会が行われました。七夕まつり会では、2歳児、3歳児の子どもたちが七夕の歌を歌いました。今年は民生委員の方々や、上板町健祥会ハートに通われているおじいちゃん、おばあちゃんも七夕まつり会に参加し、園児たちと共にお歌を歌いました。また園児たちからのプレゼントもあり、大変喜ばれていました。園内には、子どもたちの願い事が書かれた短冊が多数飾られていました。

主な目次

防災資機材の整備を支援します	2	上板町観光物産協会 会員大募集!!	11
国勢調査2015 平成27年国勢調査を実施します	2	平成27年9月から子どもはぐみ医療費助成制度における所得制限を撤廃します	13
上板町議会議員一般選挙のお知らせ	3	第4回 上板町健康教室参加者募集のお知らせ	14
今月の納付期限について	4	「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」に関するお知らせ	16
農業を営んでいる皆さまへ	9	保健行事予定表	19

○要望書受付期間 8月7日～21日

(要望団体多数の場合、
抽選となります。)



上板町役場
企画防災課 防災担当
(地方創生先行型事業)
TEL 694-6824

防災資機材の整備を 支援します。

自主防災組織を結成され積極的に活動する団体に対し一〇万円を限度とし三〇団体に予算の範囲内で防災資機材購入を支援します。くわしくは左記担当までご連絡ください。

上板町では今後三十年以内に七〇%の確率で発生すると言われている南海地震による死者ゼロを目指し「自分たちの命は自分で守る(自助)」「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」を合い言葉に町民のみなさまに防災意識の向上に努めています。

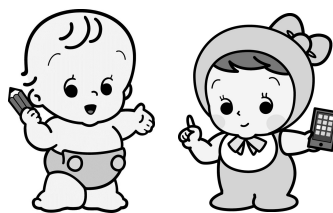
国勢調査2015 平成二十七年 国勢調査を実施します

●国勢調査は、平成二十七年十月一日現在、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。

●平成二十七年国勢調査は、少子高齢化社会における日本の未来を描く上で欠くことのできないデータを得るために実施いたします。調査結果は、さまざまな法令にその利用が定められているほか、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。

●今回の調査では、先にインターネットでの回答を受け付け、インターネットで回答されなかった世帯には紙の調査票を配付して調査を行います。紙の調査票は、調査員に直接提出いただくか、郵送でも提出いただけます。

●九月初旬から、調査員がインターネット回答のための書類をお配りしますので、インターネットでの回答をお願いします。



国勢調査については、「国勢調査2015キャンペーンサイト」をご覧ください。

<http://kokusei2015.stat.go.jp/>

国勢調査 2015

検索

総務省・徳島県・上板町

**「年金情報流出」
を口実にした
“振り込め詐欺”や
“個人情報”の詐取”に
ご注意ください!!
日本年金機構**

ご自宅や職場などに日本年金機構や機構の職員などを名乗る電話がかかってきたら、迷わずにお電話ください。

専用電話窓口(コールセンター)

0120-818211

受付時間 8:30～21:00(本年10月末まで)

警察相談専用電話 **#9110**

または最寄りの警察署まで

上板町議会議員一般選挙のお知らせ

上板町議会議員一般選挙が次のとおり執行される予定です。

選挙日程

- 告示日 平成27年9月8日(火) 8時30分～17時
- 立候補受付 平成27年9月8日(火) 8時30分～17時
上板町中央公民館・大会議室(役場2階)
- 投票日時 平成27年9月13日(日) 7時～20時
- 投票所 町内5投票所
- 期日前投票 平成27年9月9日(水)～
平成27年9月12日(土)の4日間
時間…8時30分～20時
場所…上板町役場 1階ロビー
- 不在者投票 平成27年9月9日(水)～
平成27年9月12日(土)の4日間

期日前投票制度について

期日前投票制度

選挙は、選挙期日(投票日)に投票所において投票することを原則としていますが、仕事や旅行などで投票日当日、投票に行けない方が選挙期日前であっても選挙当日と同じ方法で投票を行うことができる制度です。

期日前投票の手続き

- (1) 宣誓書等の提出
期日前投票所の受付に、必要事項を記載した宣誓書と投票所入場券を提出します。(投票所入場券はなくても投票できます。)
- (2) 投票用紙の交付
受付係で宣誓書の記載を確認後、投票用紙をお渡しします。
- (3) 投票用紙への記載、投票
投票記載台で投票用紙に記入し、投票箱へ投票用紙を投函します。

不在者投票制度について

不在者投票制度

仕事や旅行などで選挙期間中、上板町以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。また、指定病院等に入院等している方などは、その施設内で不在者投票ができます。

不在者投票の手続き

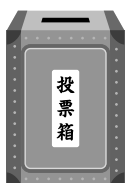
- (1) 上板町以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票
 - 1 上板町選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。この場合、どこで投票したいかを伝えます。
 - 2 交付された投票用紙などを持参して、投票する市区町村の選挙管理委員会に出向きます。
- (2) 指定病院等における不在者投票
徳島県選挙管理委員会から指定を受けた病院や老人ホーム等に入院・入所中の方で、投票日当日に投票所に行けない方は、その施設において不在者投票ができます。投票用紙等は病院長等を通じて請求することができます。投票は病院長等の管理する場所で行います。
- (3) 郵便等による不在者投票
身体障害や疾病のために、投票所へ行って投票することができない人が自宅等で投票の記載をし、郵便等を利用して投票を行う制度です。
この制度によって投票を希望される場合は、あらかじめ申請手続きが必要です。

区分	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹又は移動機能の障害	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害	1級又は3級
	免疫又は肝臓の機能障害	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢又は体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は肝臓、小腸の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分が「要介護5」	

① 郵便等による不在者投票をすることができる人
身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持つている選挙人で、左記の障害のある者または、介護保険被保険者証「要介護5」の者に認められています。(自分の氏名や候補者名を自書できることが条件となります。)

区分	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	上肢又は視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚の障害	特別項症から第2項症まで

② 郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者
上記①の条件を満たし、さらに自ら投票の記載をすることができない人で手帳等の記載が次に該当する人は、あらかじめ届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。



介護保険からのお知らせ

現在介護サービスをご利用の方へ

●一定以上の所得のあるかたは、八月から介護保険サービス利用者負担が二割に変更になります。

これまででは、介護保険サービスを利用する場合、所得にかかわらず一律にサービス費の一割を利用者負担としてご負担いただいていたのですが、六十五歳以上の方のうち、一定以上の所得がある方にはサービス費の二割をご負担いただくこととなります。

要介護・要支援認定を受けている方へは町から八月上旬までに「介護保険負担割合証」を交付します。負担割合証を「介護保険被保険者証」と一緒に保管し、介護サービスを利用する時は、必ず二枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。

●八月は介護保険料(第二期分)の納付月です。納期限は平成二十七年八月三十一日です。

納期限内にお納め下さいますようお願い申し上げます。

口座振替の方は、八月三十一日に引き落とし致しますので残高の確認をお願いします。

被保険者の方に死亡や転出など

異動があった場合は福祉保健課で

資格喪失の手続が必要です。死亡による喪失の場合は、年金の喪失手続きも忘れず行って下さい。年金手続については、受給年金の各年金保険者へお問い合わせ下さい。保険料変更に伴う還付のお知らせ通知が届きましたら速やかに福祉保健課で手続きをお願いします。

お問い合わせ先

上板町役場 福祉保健課
TEL 六九四一六八一〇

相談窓口

地域で暮らす高齢者のみなさんを介護、福祉、健康等総合的に支えていくための拠点として上板町地域包括支援センターがあります。相談業務のほか介護予防事業なども行っています。今すぐに介護保険を使う必要がない場合でも、日常生活に関する相談など気軽に相談してください。

地域包括支援センター

TEL 六九四一五五九七

上板町老人福祉センター

TEL 六九四一六一五五

今月の納付期限について

税務課からのお知らせ

八月は町県民税・国民健康保険税(二期)及び後期高齢者医療保険料(二期)の納付月です。納期限は八月三十一日(月曜日)です。

納期限内にお納めくださいますようお願い申し上げます。

口座振替の方は、八月三十一日に引き落としいたしますので、残高のご確認をお願いします。

※転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合でも、自動的に解約とはなりませんのでご注意ください。

口座振替

口座振替の手続き

通帳と通帳届出印を持参し、上板町内取扱金融機関窓口でお申し込み下さい。

ご利用いただける町税(料)

町県民税(普通徴収分)・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

取扱金融機関

阿波銀行、徳島銀行、板野郡農協、ゆうちょ銀行

お問い合わせ先

上板町役場 税務課
TEL 六九四一六八〇七

上板町国民健康保険加入の皆様へ

高齢受給者証の受取りはお済みですか

平成二十七年八月一日からの国民健康保険高齢受給者証(桃色)を七月下旬に発送しました。まだお手元に届いていない方は、役場税務課までお問い合わせください。

対象

上板町国民健康保険に加入している七十歳から七十四歳までの方

有効期限

平成二十八年七月三十一日まで(七十五歳になる方の有効期限は、七十五歳の誕生日の前日まで)

限度額適用認定証更新のお知らせ

現在発行されている国民健康保険「限度額適用認定証」の有効期限は平成二十七年七月三十一日となっております。平成二十七年八月からも認定証をご利用の方は、役場税務課まで更新手続きにお越しください。

(更新時にお持ちいただく物)

- 国民健康保険被保険者証
- 印鑑
- 平成二十七年七月三十一日までの認定証

※所得申告がお済みでない方(公的年金支払報告書、給与支払報告書の提出がある方は除く)は、所得の申告をしてください。

※国民健康保険税の納付状況によっては認定証を発行できない場合もございますのでご了承ください。

お問い合わせ先

上板町役場 税務課 TEL 六九四一六八〇七

平成二十七年後期高齢者医療健康診査の御案内

生活習慣病の早期発見のため、後期高齢者医療制度被保険者の方を対象に、健康診査を実施いたします。

① 健診項目 身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査

② 健診費用 無料

③ 健診場所 健診を受けることができる病院、診療所等の一覧表を、受診券に同封して送付いたします。

④ 受診期間 健康診査受診券を受け取ってから、平成二十七年十二月末日までの間

健康診査の受診を希望される方は、『健康診査申込書』に記入の上、上板町役場税務課へ御提出ください。申込書は税務課窓口にごさいます。

申込みをされた方には、後日健康診査受診券を送付いたします（受診券をお送りする時期は、申込期限から1か月ほど後になります）。

◎申込期限

1回目	平成27年8月21日(金)
2回目	平成27年9月18日(金)
3回目	平成27年10月23日(金)
4回目	平成27年11月6日(金)
5回目	平成27年11月27日(金)

※御注意

(1) 五回目の申込期限を過ぎると受付できませんので、必ず期限までにお申し込みください。

(2) 次の方については、健康診査の対象外となりますので、申込みは御遠慮ください。ようお願いいたします。

- 平成二十七年四月以降、病院等で血液検査及び尿検査をされたことがある方
- 平成二十七年四月以降、既に他の健康保険などで健康診査を済まされている方
- 平成二十七年十月一日以降に後期高齢者医療制度に加入される方
- 施設入所されている方

【お問い合わせ先】

徳島県後期高齢者医療広域連合 事業課
 〒七七一〇一三五
 徳島市川内町平石若松七八番地一
 TEL (〇八八) 六七七一三六六六
 上板町役場 税務課
 TEL 六九四一六八〇七

後期高齢者医療制度加入者のみなさまへ

平成二十七年後期高齢者医療保険料が決まりました。保険料の決定通知書と納入通知書を八月中旬までにお送りしますので、確認と納付を必ずお願いします。

後期高齢者医療保険料の納期について

後期高齢者医療保険料の納期は次のとおりになっています。ご協力よろしくお願いいたします。

期別	納期
第1期	8月1日から8月31日
第2期	9月1日から9月30日
第3期	10月1日から10月31日
第4期	11月1日から11月30日
第5期	12月1日から12月25日
第6期	1月1日から1月31日
第7期	2月1日から2月末日
第8期	3月1日から3月31日

※納期限が休日のときは、その翌日が納期限となります。

納付は便利な口座振替で！

納付いただく後期高齢者医療保険料をあなたの指定口座から自動的に振り替え納付できる便利な方法です。

① 口座振替のできる金融機関
 阿波銀行 徳島銀行
 ゆうちょ銀行 板野郡農協

② 申し込み方法

通帳と、通帳届出印等をお持ちになり、上板町内取り扱い金融機関にて手続きしてください。

③ 申し込みの締め切り日

各納期の前月末日

お問い合わせ先

上板町役場 税務課
 TEL 六九四一六八〇七

保険料の算出方法

被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。保険料の上限は年額57万円です。

平成27年度確定保険料 =
 被保険者均等割額 51,273円 + {(総所得金額等 - 33万円) × 所得割率10.02%}

● 保険料の軽減 … 所得の低い方及び国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、次のとおり保険料が軽減されます。

被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない（年金収入80万円以下）	9割
33万円以下	8.5割
33万円 + (26万円 × 被保険者数) 以下	5割
33万円 + (47万円 × 被保険者数) 以下	2割

所得割額の軽減

被保険者の基礎控除(33万円)後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されます。

基礎控除(33万円)後の総所得金額等	所得割の軽減割合
58万円以下	5割

被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者となっていた方が対象となります。

均等割額	所得割額
9割軽減	負担なし

後期高齢者医療制度 加入者のみなさまへ

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、新薬と同等の効果、効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り換えた場合に、自己負担額がぐくぐく軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を平成二十七年九月下旬に送付します。

通知の対象者は、本年五月に医療機関で新薬を処方され、ジェネリック医薬品に切り換えられた場合に自己負担額が大きく軽減される方です。

なお、すべてのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、利用を希望される場合は、医師や薬剤師にご相談ください。



■お問い合わせ先

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
TEL 〇八八一六七七一三六六六

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に 12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。



愛称：マイナちゃん

- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを 利用したり、他人に提供したりすることはできません。



- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を守るため、様々な対策を講じます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

公平・公正な社会の現実

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えます。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。



マイナンバーのホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

公式twitter https://twitter.com/MyNumber_PR

マイナンバーのコールセンター 0570-20-0178（マイナンバー）

『防ごう！少年非行』県民総ぐるみ運動

上板町推進大会の開催について（御案内）

未来を担う青少年が、豊かな人間性や社会性を身につけ、「自立した大人」として成長し、いきいきと活躍することは、私たち町民すべての願いです。

しかしながら、少子化・核家族化による家族形態の変化、高度情報化やグローバル化の進展、さらには厳しい雇用情勢など、社会経済情勢が急激に変化する中で、児童虐待や、インターネット等を介した青少年の犯罪被害に加え、ニートやひきこもりといった「社会的自立が困難な若者」の増加など、青少年をめぐる問題はますます複雑多様化し、早急に対応しなくてはなりません。

このような状況に加え、日本全体が大規模な自然災害から復興・発展していく上で、青少年が社会的な連帯感や規範意識を身につけ、主体的に生きる人間として成長するためには、多様な人間関係の中で、社会性を養うためのより良い環境づくりが一層求められています。

このため、家庭・学校・地域社会・関係機関が緊密に連携し、非行から青少年を守るという気運を醸成するとともに、非行に対する理解と認識を深め、地域に密着したきめ細かな青少年の非行防止・健全育成を図るため、また、本町から一件でも青少年非行が減少することを願って次のとおり開催いたします。

青少年の非行防止と健全育成のため、子どもたちの幸せのため、多数の皆様方の御参加をお願い申し上げます。

1. 日 時 平成27年 8月10日(月) 午後7時～
2. 場 所 上板町中央公民館 大会議室（役場2階）
3. 主 催 青少年育成上板町民会議・上板町・上板町教育委員会
4. 内 容 ◇上板中学校校内非行防止作文優秀者表彰
◇上板中学校校内非行防止作文最優秀者発表
◇大会宣言
◇基調講演
講 師 徳島県警察少年サポートセンター
所長補佐 大下 薫 さん
演 題 「少年非行の現状と地域の力」

— 担い手はキミたちだ!!
誰もが輝くとくしまづくり —

スローガン

寄せ植え教室（フラワーデザイン講座）の募集

残暑のお部屋に清涼感を感じさせる ガラス容器にアレンジするセラミスガーデンに挑戦しましょう。

日 時 平成27年 8月26日 水曜日 13:30～

場 所 馬道会館 TEL 694-4868
上板町西分字原淵18番地2

申し込み締め切り 8月19日 水曜日 午後5時まで

材料代 2,000円



9月は敬老の日アレンジを
9月9日水曜日に予定しています
申し込みは9月2日まで

「資源物」回収量の推移

毎月第四日曜日に実施しています「資源物」回収には、各支部長様をはじめ住民の皆様にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

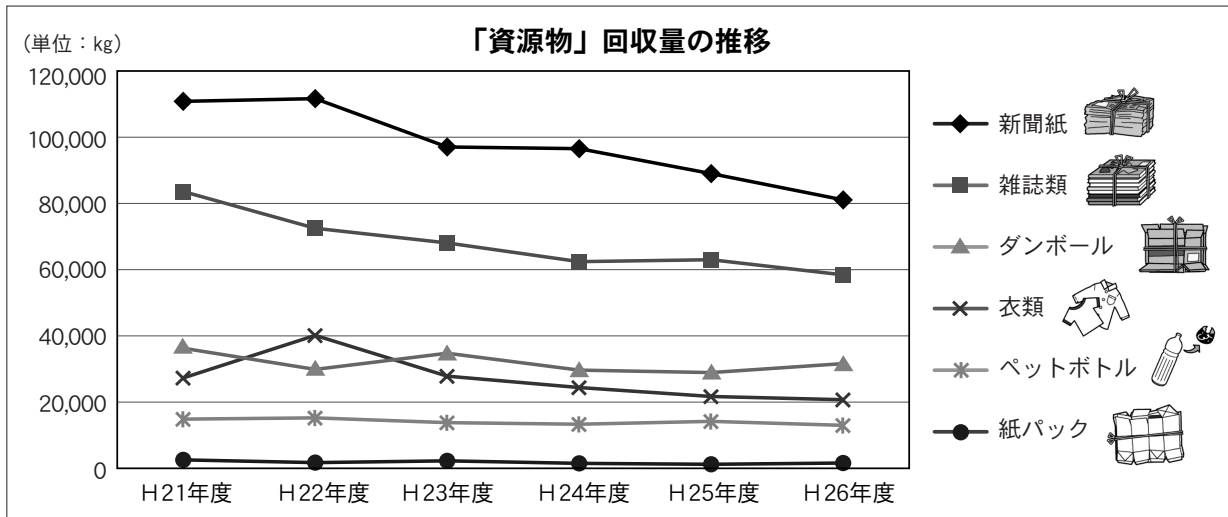
下記のグラフ等は、平成二十一年度から平成二十六年までの資源物回収日に回収した「資源物量」の推移を表したものです。回収した「資源物」は、再生業者に引き渡し再生資源化を図っています。

もし、新聞紙などの「資源」を「資源物」として出さずに「可燃ごみ」として処理すれば、一部事務組合負担金の内、ごみ処理施設へのごみ搬入割合により負担する本町の「ごみ量割負担金」は、一トン当たり約三八、〇〇〇円増加することになります。

しかし、新聞紙・雑誌類(雑がみ)・ダンボール・衣類・ペットボトル・紙パックを「資源」として出しているだければ、「ごみ量割負担金」が削減でき、その上、資源再生業者に有償で引き渡すことができます。

「ごみ処理経費を削減し、町財源の有効活用を図るためには、大切な「資源」は「可燃ごみ」として処理せず、「資源」として再生利用することが重要です。」

住民の皆様におかれましては、「資源物」の回収に引き続きご協力いただきますようお願いいたします。



(単位: kg)

年度	新聞紙	雑誌類	ダンボール	衣類	ペットボトル	紙パック	廃乾電池	廃蛍光管	廃食油	計
H 21 年度	110,830	83,590	36,270	27,300	14,860	2,550	3,020	1,350	3,840	283,610
H 22 年度	111,650	72,500	29,880	40,150	15,240	1,730	0	1,604	3,840	276,594
H 23 年度	97,050	68,070	34,760	27,840	13,800	2,260	5,340	1,344	3,730	254,194
H 24 年度	96,540	62,420	29,660	24,400	13,320	1,500	2,680	1,494	4,270	236,284
H 25 年度	89,010	63,000	28,920	21,700	14,190	1,220	2,660	1,277	4,070	226,047
H 26 年度	81,070	58,430	31,630	20,720	12,980	1,600	2,060	1,260	4,010	213,760

上板町役場 環境保全課 TEL 694-6813

補助金額

補助対象経費は処理機等本体の購入価格です。運搬費や設置費等は補助対象外です。

①電気式生ごみ処理機器 (例: 乾燥式・パイオ式)

購入価格の2分の1以内の額で、25,000円を限度。

【補助数 7月21日現在残り7台】

②生ごみ処理容器 (例: コンポスト・EM菌等使用容器)

購入価格の2分の1以内の額で、3,000円を限度。

【補助数 7月21日現在残り8台】

※補助金の交付は1世帯につき1回限りで、電気式生ごみ処理機器又は生ごみ処理容器のどちらか1台となります。

※事前購入は対象外です。

※先着順に受け付け、補助数に達し次第、締め切りとなります。



生ごみ処理機等でごみの減量化に取り組みませんか

町では、生ごみの減量化及び資源化を推進するため、家庭用生ごみ処理機等の購入に補助金制度を設けておりますので活用ください。

手続き方法等詳しいことは、町HPをご覧ください。どうか環境保全課へお問い合わせください。

手続き方法などお問い合わせ先

上板町役場 環境保全課 TEL 694-6813

農業を営んでいく皆さまへ

町内で農業を営まれている方が排出する農業用資材廃棄物（ハウス用農ビ、マルチフィルム、コンテナ、トレイ、ポット、肥料袋等）は、可燃ごみや大型ごみとして出すことができません。これらは、事業活動に伴って生じた廃棄物であり、産業廃棄物に分類されるため、自らの責任において適正に処理しなければなりません。自ら適正に処理することが困難な場合は、委託して処理することも可能です。

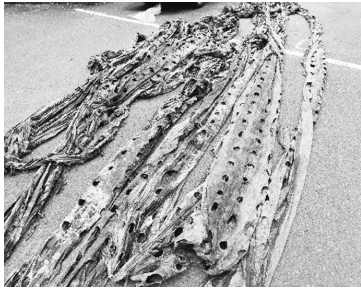
右記の廃棄物は、一般的に次の三つの処理方法があります。

- ① 産業廃棄物処理業の許可業者に処理を委託する。
- ② 上板町農業用廃プラスチック適正処理対策協議会が行う共同処理を利用する。
- ③ 自らの責任において処理基準に従い適正に処理する。

▼個人や家族のみで農業を営まれている方も個人事業者となりますので、自らの責任において適正に処理をしなければなりません。



町指定袋の中に、
農業用マルチフィルムが
詰め込まれていた例



■お問い合わせ
上板町役場 環境保全課
TEL 694-6813

**野外焼却
は禁止**

野外焼却は法律で禁止されています。
また、野外焼却では適正に処理した
ことになりません。

水道メーターの取替工事にご協力ください

水道メーターは、計量法で使用有効期間が八年と定められています。このため水道課では期間が満了する前に新しいメーターへの取替を行います。

水道メーターの取替工事は、水道課が発注した上板町指定給水装置工事業者が行い、平成二十八年二月までの間に対象となるメーターを順次取替します。取替工事へのご協力をお願いいたします。なお、水道メーターの取替費用は必要ありません。

取替工事時のお願い

- 取替工事のため敷地内に入らせていただきます。
- 取替工事の際は、立会いの必要はありません。なお、不在の場合でも交換させていただきます。
- 取替工事の際は、一時的に断水となります。
- メーター取替後、水が濁る場合がありますので、水を少し流してからお使いください。

水道課からのお知らせ

転入・転出等で、水道を開栓・休止・廃止・撤去する場合は、申請手続きが必要です。

また、死亡等により名義人・使用者を変更する場合にも、申請手続きが必要になります。

※常に水道メーターを見て、使用水量を把握してください。宅内漏水の早期発見になります。

※漏水が見つかったときは、個人負担でお近くの水道工事店等に依頼して、修理してください。

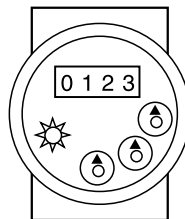
※メーターボックスの上には、物を置かないようにしてください。

宅内漏水にご注意ください。

宅内漏水の見つけ方

次のようにしていただきますと水漏れがわかります。

- ①まず、家中の蛇口を全て閉めましょう。
- ②次にメーターボックスのフタを開けてメーター器を見ます。銀色か赤色の星のような形のもの（パイロット）を確認しましょう。
- ③もしパイロットが回っていたら、宅内のどこかで漏水している可能性があります。



● お問い合わせ先 ●
上板町役場 水道課 TEL 694-6817

お問い合わせ先
上板町役場 水道課 TEL 694-6817

上板町体育協会表彰式

六月十四日（日）

上板町中央公民館において、本町スポーツ界における功
 労、活躍を称え、上板町体育協会より体育功労者、スポー
 ツ優秀者の表彰式が行われました。



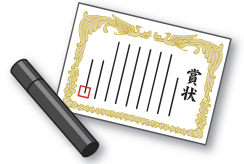
体育功労者

福原 信幸（上板町ゲートボール協会）
 井上 聡（上板サッカースポーツ少年団）

スポーツ優秀者

高橋 琴音（東光小学校 少林寺拳法）
 森下 珠羽（松島小学校 少林寺拳法）
 岡本 悠伶（神宅小学校 バドミントン）
 原 彩月（高志小学校 バドミントン）
 原 愛美（松島小学校 バドミントン）
 多田 旺生（松島小学校 少林寺拳法）
 上田 大地（上板中学校 ソフトテニス）
 船田 康介（上板中学校 ソフトテニス）
 小寺 裕太（上板中学校 ソフトテニス）
 吉田 拓矢（上板中学校 ソフトテニス）
 平田 聖祈（上板中学校 ソフトテニス）
 定作 和真（上板中学校 ソフトテニス）
 三好 大成（上板中学校 柔道）
 岡本 泰崇（上板中学校 柔道）
 森川 昇理（上板中学校 日本拳法）
 春藤 海成（上板中学校 日本拳法）

平成二十六年年度の学校名を記載し
 ております。



国際交流の タベが開催 されました



町制六十周年記念町民手作り
 イベント採択事業として、「国際
 交流のタベ」が、平成二十七年
 七月三日に六番札所安楽寺で開
 催されました。

本イベントは、上板中学校で
 行われた国際交流集会へ参加す
 るため、中国上海市より来町さ
 れた一五名の方々と、上板町国
 際交流協会員と多文化に直接ふ
 れあう機会として、交流の場を
 設けたものです。

交流では、両国で親しまれて
 いる曲の合唱や和服の着付け、
 全員参加での阿波踊りなど、単
 なる会話に留まらない交流によ
 り、お互いの理解を深める有意
 義な時間となりました。

七條町長、板東教育長をはじめ
 中央公民館講座受講生、場所
 をご提供いただいた六番札所安
 楽寺様には、ご参加ご助力をい
 ただき、誠にありがとうございました。

上板町国際交流協会員募集のお知らせ

七月三日に行われました、町制六十周年記
 念町民手作りイベント採択事業「国際交流の
 タベ」を契機とし、上板町における国際交流
 の中心的な場として、広げていきたいと考え
 ております。国際交流に興味を持たれた方や、
 趣旨にご賛同いただける方は、本会への参加
 をご検討ください。

お問い合わせ先
 上板町教育委員会
 事務局
 TEL 694 - 6814



上板町観光物産協会 会員大募集!!

みなさん！一緒に観光で上板町を
盛り上げていきましょう！！

上板町観光イメージキャラクター“かきじい”

入会のお申し込み・お問い合わせは

上板町観光物産協会事務局（技の館内）

上板町泉谷字原東32番地4

TEL 694-6688

ご存知ですか？
「中退共」の
退職金制度
なら、掛金
に国の助成
が受けられ
ます。

国の制度だから

安心・確実！

- 新規加入や掛金月額を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。
- 掛金は全額非課税で、手数料もかかりません。

外部積立型だから
管理が簡単！

- 従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主にお知らせします。
- 退職金は、中退共から直接従業員へ支払われます。

◎パートさんもご加入
いただけます。

お気軽にお問い合わせください

（独）勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎〇三（六九〇七）二二三四
☎〇三（五九五五）八二一一

詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索

上板町消費生活相談窓口 からのお知らせ

**年金情報流出に便乗した
電話等に注意**

【事例】

- 「年金情報が漏れた」「流出した年金情報を削除できる」「年金受取口座のキャッシュカードを送るよう」などと持ちかけられ、家族構成を聞かれた。
- 消費者庁や郵便局を名乗る者から「年金、または年金情報が漏れているので自宅へ行って確認したい」と言われた。
- 自宅のパソコンに年金に関する不審なメールが届いた。

お問い合わせ先

上板町消費生活相談窓口

（役場東隣）上板町農村環境改善センター事務所内

TEL 六九四一六八一六

受付時間 九時～十六時三十分
（休所日 土日祝）

※相談内容については

秘密厳守・相談無料

一日行政相談所開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあつせんを行います。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

■開設日

八月十九日（水）

■開設時間

午後一時三十分～午後四時

■開設場所

上板町老人福祉センター



「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のご案内

■支給対象者（請求できる方）

平成27年4月1日（基準日）において、公務扶助料等の年金給付を受ける方（戦没者の妻や父母等）のいない場合で、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権がある方。

- 具体的には** → ① 戦没者の子
② 戦没者の兄弟姉妹
③ 戦没者の三親等内の親族（甥、姪等） 等

※ 戦没者の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります。

※ 受給権者が複数名いる場合には、支給順位があります。

■支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

※ 年5万円を5年間、申請時に指定した郵便局で受け取っていただきます。

■請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日まで

※ 期間内であれば請求の時期が遅くても、支給される額面は変わりません。

■請求窓口

請求者が住民登録を行っている市町村の援護担当課（上板町は福祉保健課）

※ 戦没者の戸籍がある市町村ではありませんので、ご注意ください。

■提出書類

- ・ 請求書等の提出書類は福祉保健課窓口で用意しています。
- ・ 戸籍書類（基準日における請求者の戸籍抄本、その他必要な戸籍）
- ※ 戸籍については、ひとりひとり必要なものが違いますので、お問い合わせください。
<お願い> 申請者が重なった場合等はお待ちいただくこともありますので、事前にお電話をいただ
いてからの来庁をおすすめします。
- ※ 窓口に来ていただく際は、郵便局に登録する印鑑（今後5年間現金を受領する際に使う）と戸籍
等を取っていただくための手数料、窓口に来られた方の身分証明書（運転免許証、保険証等）が
必要になりますのでご準備ください。

★★★ 終戦記念日戦没者追悼式のご案内 ★★★

毎年8月15日の終戦記念日に大山・松島・高志各地区
忠魂碑前にて戦没者追悼式を行っております。今年は次の
日程で行いますので、ご遺族の方々のご参列をお願いいた
します。

平成27年8月15日（土）
・ 高志忠魂碑前 11:00～
・ 松島忠魂碑前 11:30～
・ 大山忠魂碑前 12:00～

お問い合わせ先 上板町役場 福祉保健課 TEL 694-6810

ダイヤモンド婚を迎えるご夫婦をお祝いします。

9月21日（月）に実施する平成27年度敬老会に
おいて、結婚60年（ダイヤモンド婚）を迎えたご
夫婦のお祝いをする予定です。

つぎの基準に該当される方は、
福祉保健課までお申込みください。

なお、お申込みいただいたご
夫婦には、後日招待状を送付し
ます。



【該当基準】

昭和30年1月1日～昭和30年12月31日の間
に、ご結婚された上板町在住のご夫婦

【申込締切日】

平成27年8月27日（木）

【お問い合わせ先】

上板町役場 福祉保健課 TEL 694-6810

ファミリー・サポート・センターのしくみ



ファミリー・サポート・センターの会員になりませんか？

* 会員大募集 *

子育てを一時的に手伝ってほしい方
子育てのお手伝いをしたい方
会員登録されませんか！

* 誰が会員になれるの？ *

依頼会員…

小学校6年生までの子どもを預かって欲しい人

提供会員…

上板町にお住まいで自宅で子どもを預かる事のできる人 (提供会員講習会を受講していただけます。)

両方会員…

預けたり、預かったりの両方をおこなうことができる人

* 利用料金 *

援助を受けた依頼会員が提供会員に直接支払います
月～金 7:00～21:00 1時間/700円
早朝・深夜・土日祭日・年末年始は 1時間/800円

* 会員登録するには？ *

登録・入会は無料。会員登録は随時、入会の説明後、登録できます。今すぐ必要でなくても登録しておくといざという時安心です。

必要なもの…

印鑑、登録する保護者の顔写真2枚

受付時間…

月～金曜日 9:00～17:00

受付場所…

板野東部ファミリー・サポート・センター
(藍住町奥野字矢上前32-1)

* お問い合わせ先と申し込み *

板野東部ファミリー・サポート・センター

TEL 088-693-3033 FAX 088-693-3034

E-MAIL familyit@mxi.netwave.or.jp

URL <http://fami-sapo>



平成27年9月から子どもはぐくみ医療費助成制度における所得制限を撤廃します

子育て世帯の医療費負担の軽減を図るため、所得制限を撤廃します。

	平成27年8月まで	平成27年9月から
助成対象	中学校修了まで(注1)	同左
受給者証の有効期間	9月1日(又は認定日)から翌年8月31日まで	中学校修了まで(注1)
所得制限	あり	なし
通院	3歳児以降自己負担600円(注2)	同左
入院	6歳児以降自己負担600円(注2)	同左

※注1

「中学校修了まで」とは、「15歳に達する日以降の最初の3月31日まで」の意味です。

※注2

「3(6)歳児以降」とは「満3(6)歳の誕生日の前日の属する月の翌月の初日以降」の意味です。

自己負担600円とは、1月毎1医療機関(1科)ごとに必要です。

申請手続きの詳細については、現在受給者ではない方あてに申請書を8月上旬に発送しますので、必要事項を記入し、お子さまの保険証等を添付して8月31日までに福祉保健課に提出してください。

申請書の提出が遅れた場合、認定及び受給者証の交付が遅れる場合がありますのでご注意ください。

お問い合わせ先 上板町役場 福祉保健課 TEL 694-6810

第4回 上板町健康教室参加者募集のお知らせ



上板町ファミリースポーツ公園及びアサンスポーツクラブにて、楽しく健康に関する運動や講義を開催致します。

是非、この機会に運動の効果や実践の効果を実験して今後の生活に役立てましょう。

健康教室の意義と効果は？

私たちの社会は今、これまでに例をみないスピードで高齢化が進んでいます。今後、寝たきりや介護が必要な高齢者が急速に増えることが見込まれており、「介護が必要になったらどうしよう」という思いは、高齢者とその家族だけのものではなく、介護が必要な期間が長期化したり、介護する家族の高齢化等が進んでおり、誰もが共通に抱く不安となっています。早期に健康な身体を作り安心な生活ができるように応援します。

- 元気で、生涯自立した生活をするための足腰の筋力を維持できるようにします。
- 日常生活の中に意識して定期的に体を動かすことが苦にならないようにします。
- 定期的な運動が、楽しく有意義で効果的である事を実感して頂きます。



健康教室内容

- 肩こり、腰痛が慢性化している方
- 肥満から脱出してみようと思われる方。
- 運動不足で何か始めてみようと思われる方。

詳細はこちらです

教室参加準備物

- ① 運動のできる服
- ② 飲み物（お茶等）
- ③ タオル
- ④ ウォーキングシューズ
- ⑤ 水着
- ⑥ 水泳帽子

- ★日程・内容 平成27年9月5日(土)～平成27年12月26日(土)
毎週土曜日(全16回)
- ★時 間 19時00分～20時00分
- ★講 師 健康運動指導士 三 栖 広 希 (みす ひろき)
- ★募集対象者 上板町在住の方で40歳以上の方で医師に運動を止められていない方
- ★募集人数 35人(希望者多数の場合は抽選で決定)初めての方を、優先とします。TEL予約OK
- ★募集期間 平成27年8月1日(土)～平成27年8月22日(土)
- ★参加費 無料

健康教室 受講者の声

60歳代
女性

肩こりと腰痛がひどくて
健康教室に参加しました。

○ 修了後の声

運動すると夜が良く眠れます…
水中運動をはじめて歩行が楽になりました…
今後も、このような講座を企画してほしい…
楽しく教室に参加できました…



	受講前	受講後	プラス・マイナス
体脂肪量	18.3kg	13.1kg	-5.2kg
体脂肪率	33.40%	23.70%	-9.70%

第4回 上板町健康教室実施内容

講座時間 19:00~20:00 / 全16回

実施月	日	曜日	場 所	内 容
9月	5日	土曜日	1階観覧室	<input type="checkbox"/> 開講式 <input type="checkbox"/> 健康教室内容・施設利用等の説明
	12日		1階観覧室	<input type="checkbox"/> 体力測定
	19日		1階観覧室	<input type="checkbox"/> 体力測定結果説明 <input type="checkbox"/> 正しいストレッチ法
	26日		温水プール	<input type="checkbox"/> 水中ウォーキング (水の特性①)
10月	3日		温水プール	<input type="checkbox"/> 水中ウォーキング (水の特性②)
	10日		1階観覧室	<input type="checkbox"/> 正しい姿勢について <input type="checkbox"/> 正しいストレッチ法
	17日		温水プール	<input type="checkbox"/> 水中運動(腰痛・肩こり改善運動) (水の特性③)
	24日		温水プール	<input type="checkbox"/> 水中運動(アクアエクササイズ) (水の特性④)
11月	7日		1階観覧室	<input type="checkbox"/> エアロビクス運動/やさしい筋力トレーニング
	14日		温水プール	<input type="checkbox"/> 水中ウォーキング (水の特性⑤)
	21日		温水プール	<input type="checkbox"/> 水中運動(アクアエクササイズ) (水の特性⑥)
	28日		1階観覧室	<input type="checkbox"/> ボールエクササイズ <input type="checkbox"/> 関節の可動域
12月	5日		温水プール	<input type="checkbox"/> 初心者水泳①(呼吸法・浮き方・立ち方)
	12日		温水プール	<input type="checkbox"/> 初心者水泳②(腰掛キック・ビート板キック)
	19日		1階観覧室	<input type="checkbox"/> 体力測定
	26日		1階観覧室	<input type="checkbox"/> 体力測定結果説明 <input type="checkbox"/> 閉講式(総評)

- 講師の都合により内容等が変更する場合がございますので御了承下さい。
- 教室をお休みされる場合はアサンスポーツクラブ健康教室係まで連絡下さい。
- 全講座の内、温水プール講座を受講された方については、プール遊泳券を差し上げます。

準備する物

● 1階観覧室

運動しやすい服装
タオル
水分補給
シューズ

● 温水プール

水着
スイミングキャップ
タオル
(ゴーグル)



お申し込み先

上板町ファミリースポーツ公園内
アサンスポーツクラブ 健康教室係まで TEL 694-6557

「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」に関するお知らせ

※ 両給付金について八月十七日（月曜日）から申請受付を開始します。
給付金を受け取るには、申請手続きが必要です。

平成二十七年度は「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の二つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、二つの給付金を両方とも受け取ることができます。その場合、両方の給付金についてそれぞれの申請が必要となりますので、ご注意ください。

■臨時福祉給付金

消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方への影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として臨時給付金を給付します。

給付対象となる可能性のある方に対して八月中旬に申請書を郵送する予定です。給付対象者と思われる方で、八月三十一日までに申請書が届かない方は、上板町役場福祉保健課臨時福祉給付金係までお問い合わせください。

申請期間および申請方法

□申請期間

平成二十七年八月十七日（月曜日）から平成二十七年十一月三十日（月曜日）まで

□申請方法

送付された申請書に必要事項を記入押印の上、本人確認書類（運転免許証や保険証の写しなど）と振込先口座確認書類（通帳の写し）を同封の返信用封筒に入れて郵送してください。

■子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯臨時特例給付金の申請受付を開始しましたのでお知らせいたします。

お早めのお手続きをお願いします。対象となる方には、六月十二日よりご案内の通知と申請書を送付しております。八月一日現在も届いていない場合は、上板町役場福祉保健課子育て世帯臨時特例給付金係までお問い合わせください。

申請期間および申請方法

□申請期間

平成二十七年八月十七日（月曜日）から平成二十七年十一月三十日（月曜日）まで

□申請方法

送付された申請書に必要事項を記入の上、上板町役場福祉保健課窓口にて申請書を提出してください。

給付対象者および対象児童

□給付対象者

基準日（平成二十七年五月三十一日）における平成二十七年六月分の児童手当（特例給付を除く。）の受給者であって、平成二十七年度の所得が児童手当の所得制限額に満たない方。

□対象児童

支給対象者の平成二十七年六月分の児童手当（特例給付を除く。）の対象となる児童。（平成二十七年六月一日以降に生まれた子どもは対象外。）

給付額

対象となる子ども一人につき三、〇〇〇円。（給付は一回限りです。）

公務員の方へのお願い

公務員の方は、福祉保健課への現況届の提出がないことと、勤務先より申請書が交付されているため、上板町からの個別の通知がありません。申請の際には、以下の二点をご提出ください。

- ・申請書
- ・振込口座がわかる通帳またはキャッシュカードの写し

■給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

お問い合わせ先

上板町役場 福祉保健課
TEL 六九四一六八一〇

「肝炎ウイルス検診・前立腺がん検診について」

「肝炎ウイルス検診・前立腺がん検診を町内医療機関で実施します。」

問診票は下記医院においてありますので該当する方は直接医療機関を受診してください。

1 実施医療機関と日程

実施医療機関	日 時
井内内科 694-5353	平成27年8月3日(月)から12月25日(金) 診療時間については、直接医院にお問い合わせ下さい。 注意 ○検診は血液検査にて行いますので、午後4時30分頃までに受診してください。
井関クリニック 637-6066	
友成医院 694-5515	
東)野田医院 694-2008	
西)野田医院 694-2009	

2 内容・対象者及び料金

項 目	対 象	料 金
1) 肝炎ウイルス検診 (B型C型肝炎抗体検査)	40歳以上で今までに肝炎ウイルス検診をうけたことがなく、 検診を希望する方	B型・C型 800円 C型のみ 700円 B型のみ 200円
2) 前立腺がん検診 (前立腺特異抗原検査)	50歳以上の男性	500円

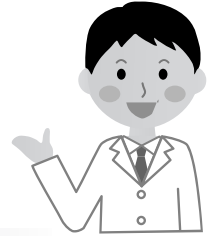
3 肝炎ウイルス検診個別勧奨について

これまでに肝炎ウイルス検診を受診されたことがない下記の年齢に該当する方は、自己負担金が無料となりますので、受診を希望する方は福祉保健課までお問い合わせください。

年齢	生 年 月 日
40歳	昭和50年(1975)年4月1日 ~ 昭和51年(1976)年3月31日
45歳	昭和45年(1970)年4月1日 ~ 昭和46年(1971)年3月31日
50歳	昭和40年(1965)年4月1日 ~ 昭和41年(1966)年3月31日
55歳	昭和35年(1960)年4月1日 ~ 昭和36年(1961)年3月31日
60歳	昭和30年(1955)年4月1日 ~ 昭和31年(1956)年3月31日
65歳	昭和25年(1950)年4月1日 ~ 昭和26年(1951)年3月31日

お問い合わせ先 上板町役場 福祉保健課 TEL 694-6810

保健師からののお知らせです



熱中症予防について

熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です。

1 こんな症状があったら熱中症を疑いましょう。

1. 軽い症状

- ・めまい
- ・立ちくらみ
- ・筋肉痛
- ・汗がとまらない

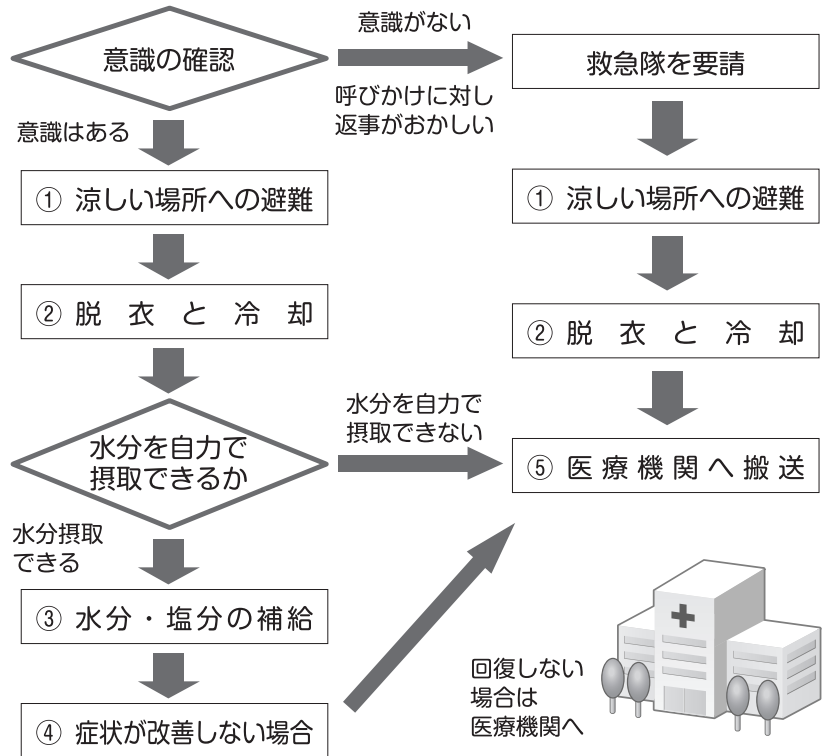
2. 中等度の症状

- ・頭痛
- ・吐き気
- ・体がだるい（倦怠感）
- ・虚脱感

3. 重症

- ・意識がない
- ・けいれん
- ・高い体温である
- ・呼びかけに対し返事がおかしい
- ・まっすぐに歩けない、走れない

3 熱中症になったときには



2 熱中症の予防法

日傘・帽子の使用 涼しい服装を心がける 水分をこまめにとる こまめに休憩をとる 日陰を利用

● お問い合わせ先 ● 上板町役場 福祉保健課 TEL 694 - 6810

上板町子ども・若者相談支援センター「あい」からののお知らせです。

子育ていちょう会の開催について(ご案内)

子育ていちょう会は不登校や引きこもり等の子育ての悩みを抱える親のためにある会です。

同じ悩みや心の痛み、苦しみを聞いたり、自分の思うことを話すことで今までこだわっていたことや考え方が変わり、広く大きく考えられる場所です。

保護者、支援者、カウンセラー、アドバイザーが集い子ども達の生きる力をはぐくめるように諸問題の解決に向けて話し合い、相談・支援活動をしています。先生方のご参加もお待ちしております。誰でも自由に気軽に参加ができますので一人で悩まず是非お越し下さい。話の内容は、秘密厳守となっています。

日時 毎月第4土曜日 (19時～21時)

8月22日(土) (19時～21時)

9月26日(土) (19時～21時)

10月24日(土) (19時～21時)

11月以降も第4土曜日で開催しています。



活動場所

上板町子ども・若者相談支援センター「あい」
1Tセンター2階

**参加費
無料**

相談窓口	連絡先	受付時間(月～金)
相談支援センター「あい」 (1Tセンター内)	088-637-6006	9:00～17:00
上板町教育委員会	088-694-6814	8:30～17:00

(土・日・祝日は休み) (相談無料)

8月 保健行事予定表

I. 健康相談・健康教育

月/日	時 間	場 所	内 容	担 当
8/4	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談・健康教育	保健師・理学療法士
9/1	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師

II. 乳幼児健康診査

1. 乳児健康診査

月/日	受付時間	場 所	内 容	該 当 者
8/5	13:10～14:00	上板町役場2階 中央公民館 第3会議室	問診、身体測定、診察、育児相談、栄養相談	平成26年9月10月 平成27年3月4月生

2. 1歳6か月児健康診査

月/日	受付時間	場 所	内 容	該 当 者
8/6	13:00～13:20	上板町役場2階 中央公民館 大会議室	問診、内科・歯科診察、身体測定、聴力検査、発達・育児・歯科・栄養相談	平成25年12月1日～ 平成26年2月28日生

平成27年8・9月分

〈8/1～9/10まで〉

在 宅 当 番 医

市外局番は(088)です。

■ 担当時間 ■ 平日 18:00～22:30 休日 9:00～22:30

8月	8月	9月
1(㊦) 健生きたじまクリニック 698-9629	22(㊦) ルナウイメンズクリニック 697-2322	1(㊦) 井 関 クリニック 637-6066
2(㊦) 大 久 保 内 科 692-1220	23(㊦) 小 松 泌 尿 器 科 692-1277	2(㊦) 上板整形外科クリニック 637-6600
3(㊦) 近 藤 外 科 内 科 693-1188	24(㊦) ファミリークリニックしんの 672-5148	3(㊦) 川 原 眼 科 694-8388
4(㊦) こやま小児科内科クリニック 637-3211	25(㊦) みやざき内科診療所 672-6618	4(㊦) 浦 田 病 院 699-2921
5(㊦) 大 久 保 内 科 692-1220	26(㊦) 井 内 内 科 694-5353	5(㊦) 香 川 内 科 692-9770
6(㊦) 杉みね整形クリニック 693-1021	27(㊦) 野 田 (泰) 医 院 694-2009	6(㊦) 井 上 病 院 672-1185
7(㊦) 増 田 ク リ ニ ッ ク 693-3020	28(㊦) 野 田 (五) 医 院 694-2008	7(㊦) 芳 川 病 院 699-5355
8(㊦) こまつばら整形外科 698-5108	29(㊦) <ほ>小児科クリニック 678-7141	8(㊦) 井 上 医 院 699-8070
9(㊦) 杉みね整形クリニック 693-1021	30(㊦) 竹 本 内 科 672-0174	9(㊦) 春 藤 内 科 胃 腸 科 699-3777
10(㊦) 小 松 泌 尿 器 科 692-1277	31(㊦) 友 成 医 院 694-5515	10(㊦) 谷口耳鼻咽喉科クリニック 699-2787
11(㊦) 竹 本 内 科 672-0174		
12(㊦) きたじま田岡病院 698-1234		
13(㊦) きたじま田岡病院 698-1234		
14(㊦) きたじま田岡病院 698-1234		
15(㊦) きたじま田岡病院 698-1234		
16(㊦) 増 田 ク リ ニ ッ ク 693-3020		
17(㊦) 井 上 病 院 672-1185		
18(㊦) 三 愛 内 科 672-0176		
19(㊦) 福 島 内 科 672-4970		
20(㊦) 新 野 医 院 672-0571		
21(㊦) 近 藤 内 科 医 院 672-5630		

担当時間以外
の深夜の救急

きたじま田岡病院 698-1234 全日対応ですが、要確認
 稲次整形外科病院 692-5757 水曜日、土曜日は受診前に要確認
 東徳島医療センター 672-1171 対応日は確認して下さい

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

お誕生 おめでとう

- 引野 頭師 義典・友美
女の子 歩花(あゆか)
- 椎本 森田 悠・満美
男の子 登翔(とわ)
- 七條 多田 豊・千恵子
女の子 恵(めぐみ)
- 鍛冶屋 香美 雅人・陽子
男の子 雄人(ゆうと)
- 佐藤塚 古田 安伸・千尋
男の子 旭(あさひ)
- 七條 榎本 博紀・清里
女の子 彩里(あさと)
- 神宅 稲岡 拓郎・小百合
男の子 優雅(ゆうが)
- 神宅 西岡 葉月
男の子 裕人(ひろと)

板野町文化の館図書館 8月カレンダー

8月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

□ の日はお休みです。

お問い合わせ先

板野町文化の館図書館
TEL〇八八八七二一五八八八

日系社会・シニアボランティア

岡 生子氏



平成二十七年六月三十日〜平成二十九年七月六日までの約二年間、日系社会・シニアボランティアとして、町内在住の岡生子氏がブラジルへ長期派遣されたこととなりました。これは、全国より公募したJICAボランティア事業です。岡氏は、出発前に七〇歳の誕生日を迎えられ、今年派遣される全ボランティア四四〇人の中で最高齢の参加者になるそうです。また、徳島県からのブラジル派遣の第一号でもあります。岡氏は、東京でのポルトガル語研修を経て、現地で高齢者介護の指導に当たられます。出発前の意気込みを「今回、現地の老人会のサポーターとして行く。以前のネパールでのボランティア経験も活かし、日本のノウハウを伝えるために頑張りたい。今回の派遣が国際的架け橋となり、町にも貢献できるように、現地からの情報も伝えていきたい。」と述べられています。岡氏の現地での活躍・ご健勝を祈念致します。

第二十九回

上板町消防団

ソフトボール大会

平成二十七年六月十四日(日)に上板町ファミリースポーツ公園で第二十九回上板町消防団ソフトボール大会が開催されました。

大会は計五試合の熱戦が繰り広げられ、第三分団が見事優勝しました。第三分団の皆さんおめでとうございました。

第三分団は七月十二日(日)に上板町ファミリースポーツ公園で行われました、第二十一回板野郡消防団ソフトボール大会に出場し準優勝でした。



人権の花運動

去る平成二十七年六月十八日(木)人権啓発活動事業として『人権の花運動』が行われました。

『人権の花運動』とは、主に小学生を対象として、花を協力しながら育てることを通し、協力や感謝することの大切さを学ぶとともに、やさしい思いやりの心を持ち、人権思想を育むことを目的としたものです。

この日は、上板町人権擁護委員から町内四小学校の児童に花苗、プランター、花の土を贈呈し、高志小学校では贈呈式が行われました。

贈呈式後には児童が擁護委員と協力してプランターに花苗の植付けを行いました。